

梅小路公園にぎわい創出事業 物販ブース募集要項

公益財団法人京都市都市緑化協会／梅小路公園管理事務所

①事業名 梅小路公園にぎわい創出事業

②目的 この事業は、梅小路公園、京都水族館等に来られた市民、観光客の方々に、京都物産を照会する物販ブースを設けることにより、梅小路公園の多様な魅力を提供しながら、にぎわいを創出することを目的とします。

③出店期間 平成24年9月1日（土）～平成24年11月25日（日）までの土曜日、日曜日、祝日（ただし、9月22日（土）、23日（日）、10月27日（土）、28日（日）は除く。）（合計25日間）

④募集ブース数 15ブース（ただし、このほかに、京都駅西部地域の活性化を目的として、地元の案内等を行うブースが5ブース、公園内レストランが1ブース、当協会が1ブースそれぞれ出店予定です。）

⑤応募の資格条件

- 1、京都市内に本社、支社、店舗等を有している事業者で構成する団体であること。
- 2、京都の文化・観光振興等、公益的事業を実施することを目的している団体であること。
- 3、梅小路公園において、にぎわいを創出する趣旨から上記期間を継続して、一定の出展者数を（5ブース以上15ブース以下）を確保可能な団体。
- 4、原則として物品を販売し、飲食物を販売する場合は、事前に必要な手続き（下京保健センターへの届け出等）を行うこと。
- 5、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものではないこと。
- 6、この事業を公益財団法人京都市都市緑化協会との共催事業であることに同意すること。

⑥出店に関する条件

- 1、1団体につき、5ブース以上15ブース以下の申し込みとする。
（申込状況によりブース数を調整する場合があります。）
- 2、1ブースの面積は2.7m×3.6m（テント）とする。
なお、出店場所については出店者決定後の説明会において調整又は抽選で決定する。
- 3、事前または出店中に連絡調整ができる責任者を置くこと。
- 4、テント・什器等の備品にかかる費用は出展者が負担すること。
- 5、ブースの設置、撤去は出展者が責任を持って行うこと。
テントの設置は出店日前日に設置し、出店終了当日に速やかに撤去してください。
（例：土日開催の場合：金曜日に設置、日曜日に撤去）
- 6、ブースの安全管理は十分に行うこと。※特に突風等に対しての安全策を講じること。
- 7、ブースの装飾は販売商品の価格を表示することを主体とし、「のぼり」等の過剰な宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- 8、出店ブースで販売する物品・飲食物は、原則として店舗で実際に販売している物に限ります。
- 9、車両による搬入出は定められた経路、時間を厳守すること

※別頁【搬入出について】参照

- 1 0、公園内の電気水道は使用できません。（発電機、ポリタンク水等は持ち込みになります。）
- 1 1、什器等の保管については、倉庫が1か所ありますが、スペースに限りがあるので、出展者同士で協議のうえ、利用となります。
ただし、倉庫内でも盗難や破損等については、当協会はその責を負いません。
- 1 2、広場の使用後は使用者が責任をもって速やかにゴミの後始末をしてください。
来場者からのゴミが予想される場合は、出展者にてゴミ箱を設置し、出展者の責任において持ち帰ってください。
- 1 3、施設や借用物を破損した場合は使用者によって現状復旧していただきます。
- 1 4、出店当日は公園内で他のイベント等に伴う飲食ブースが出店することがあります。
- 1 5、食品の販売については、食品衛生関係法令等基準に従い、陳列、保管、および冷蔵庫での温度管理を行い、かつ容器包装により販売商品を手渡すまで汚染防止の措置を行うこと。（現場調理を伴うものは出店できません。）
また、食品衛生法等に基づく表示を行うこと。
- 1 6、接客態度、店構え、衛生状態等に著しく問題があった場合や、出店の条件等に違反があった場合は、正すよう指導することがあります。
また指導に従わない場合は出店を中止させることができるものとします。
当日、管理スタッフが巡回します。スタッフからの指示には必ず従ってください。

⑦禁止事項

- 1、申し込み後、出店の権利を第3者に譲渡、転貸、委任すること。
- 2、商品を不当な価格で販売すること。
- 3、くじ引きなどで射幸心をあおること。
- 4、危険物を持ち込むこと。
- 5、販売商品が公園のイメージを損なう恐れがあるものや、公序良俗を乱す恐れがあるもの。
- 6、その他、協会が妥当でないと判断したもの。
- 7、公園内で飲用するアルコール類の販売は禁止します。
- 8、周辺道路の駐停車を禁止します。（販売物品の補充時などご注意ください。）

⑧その他

その他、定めのない事項やその他の疑義が生じた場合については協会と協議の上、決定するものとする。その際には個々の出展者ではなく、団体の責任者と協議するものとする。

⑨応募方法

FAX 限定とします。

申し込み書類（PDF）をプリントアウトして記入の上、
問い合わせ先・提出先に平成24年7月23日（月）～7月31日（火）午後5時までに、
FAX してください。

⑩使用料について

1ブース@3,500円/1日

当協会が発行する請求書をもって、指定する期日までに納入すること。

期日までに納入されない場合は、出店決定後も取り消す場合があります。

施設の管理上、もしくは公益上特に必要がある場合に使用の許可を取り消した場合は使用料を返還します。

※申込者の都合により利用を中止する場合は、使用料は返還できません。

⑪スケジュール（予定）

公募期間：平成24年7月23日（月）～平成24年7月31日（火）

抽選日・抽選結果発表：平成24年8月3日（金）

出店者説明会：平成24年8月21日（火）

⑫問い合わせ先・提出先

公益財団法人 京都市都市緑化協会

〒605-0071 京都市東山区円山町463番地

TEL：075-561-1350 FAX：075-561-1675

出店範囲：下記図面参照

【搬入出について】

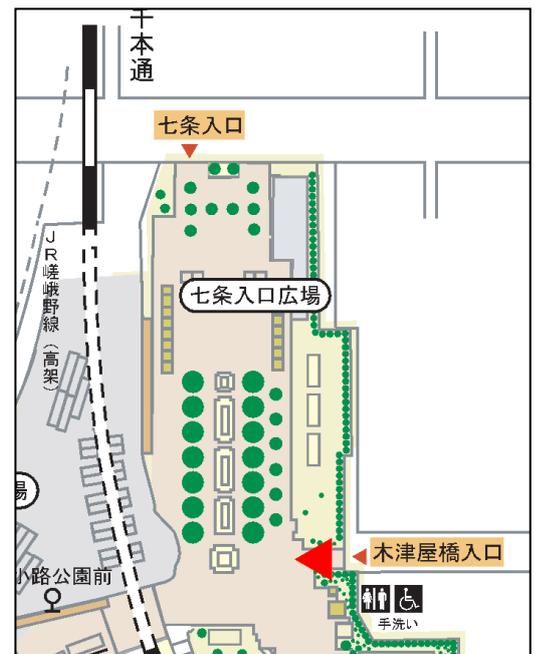
搬入時間：午前7時30分から午前8時30分まで

搬出時間：午後5時から午後6時まで

車両出入口：木津屋橋入口

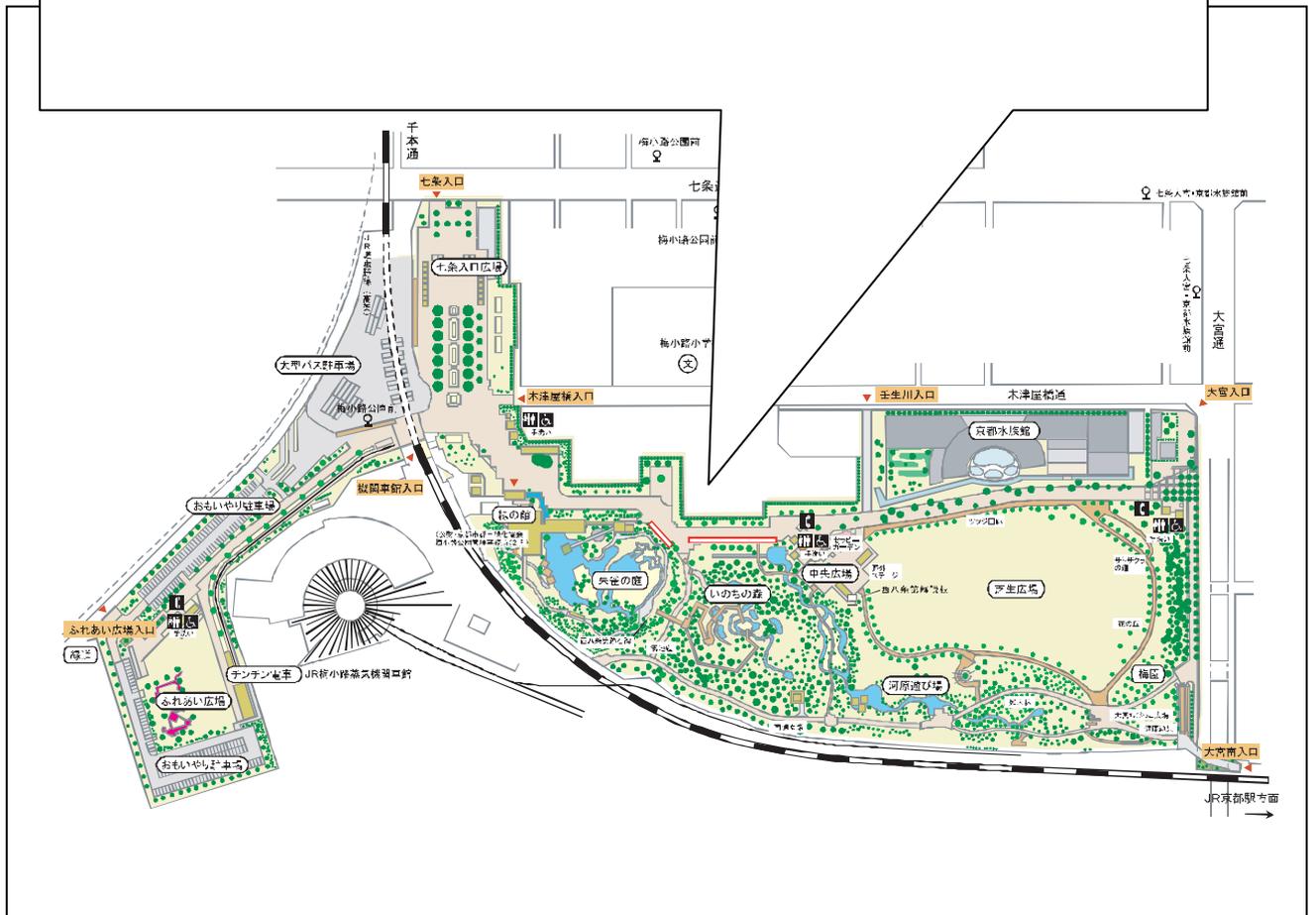
搬入出作業が終了した車両はすみやかに、公園外へ移動してください。園内に駐車はできません。

園内では、ハザードを点灯し、歩行者優先、最徐行で走行してください。



搬入経路図

■ 出店範囲図



梅小路公園にぎわい創出事業 出展申込書

公益財団法人京都市都市緑化協会 理事長 様

団体名 _____.

代表者氏名 _____.

梅小路公園にぎわい創出事業の実施にあたり、出店規定を遵守した上で出店を希望しますので、下記の通り申し込みます。

1、団体の概要

団体名	
住所	〒 _____
加入者数	
当日現場担当者	(ふりがな)
住所	〒 _____
電話&携帯電話	
FAX	
E-mail	

2、希望ブース _____ ブース (5 ブース以上 20 ブース以下)

3、出店内容

出展者名 (店舗名)	販売品目	備考

※記入欄が足りない場合は、別紙（様式自由）でFAXしてください。

※FAX を送信いただいた後に、必ず確認のお電話をお願いいたします。